

# 研究開発税制について

※ 令和5年4月時点

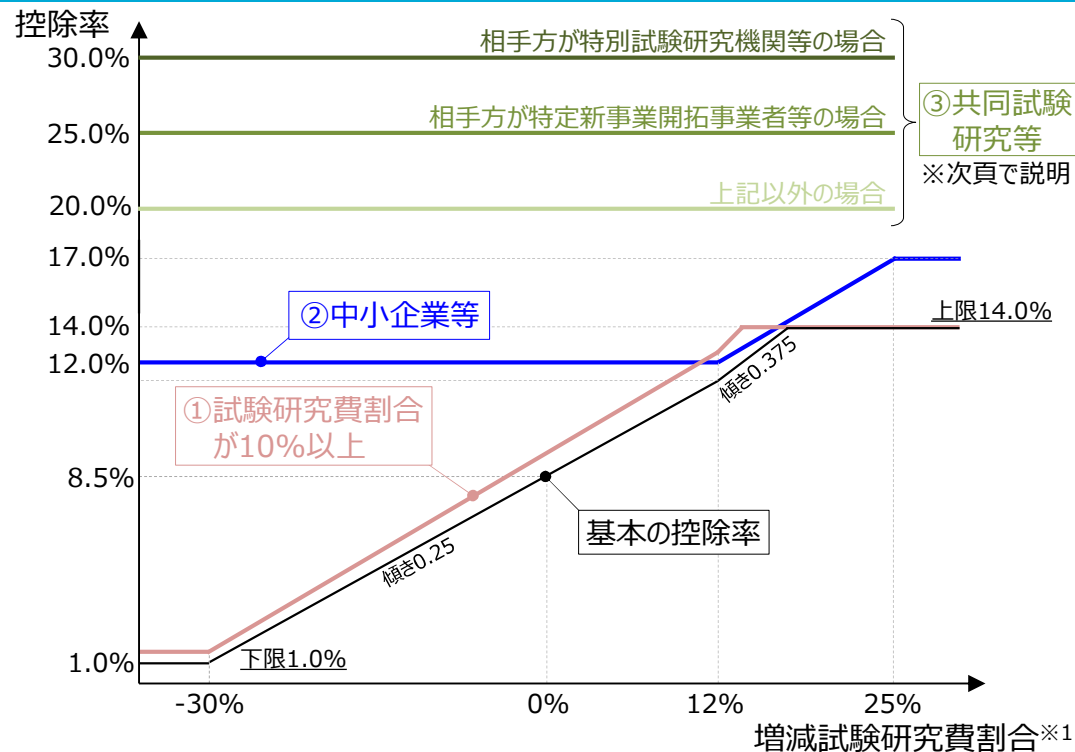
## 目的

我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持、拡大をすることにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。

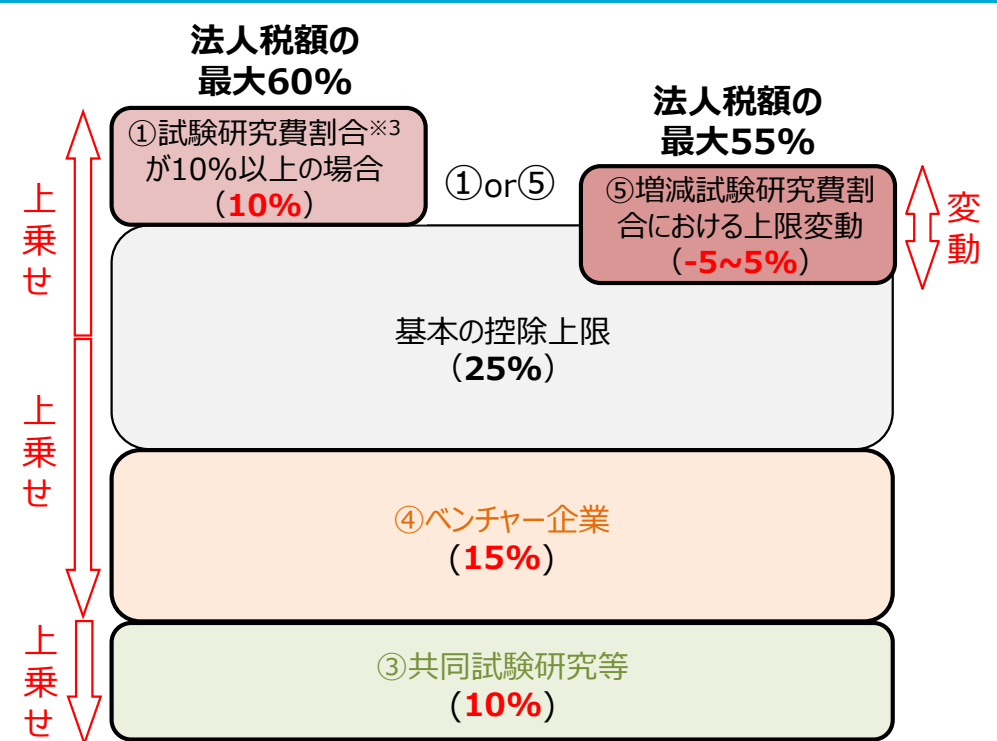
## 概要

- 研究開発を行う企業が、法人税額から**試験研究費の額の1～14%を控除**できる制度（ただし、**上限は法人税額の25%**）。
- 上記企業が、**①試験研究費割合が10%以上**、**②中小企業等**、**③2者以上が関わる共同試験研究等**を行う場合については、**控除率の上乗せ**、**①**、**③**に加え、**④ベンチャー企業**である場合については**控除上限の上乗せ**、**⑤増減試験研究費割合**に応じて**控除上限の変動措置**が適用される。

### 控除率 (試験研究費の何%の税額控除が可能か)



### 控除上限 (法人税額の何%まで税額控除可能か)



※1 増減試験研究費割合：(試験研究費-比較試験研究費※2) / 比較試験研究費※2で計算された値

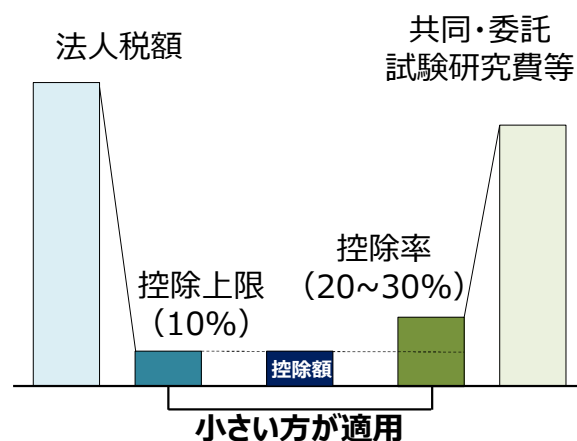
※2 比較試験研究費：前3年以内に開始した各事業年度の試験研究費の平均した額

※3 適用年および前3年以内の事業年度における売上金額に占める試験研究費

# 2者以上が関わる共同試験研究等を行う場合

- **2者以上が関わる共同試験研究または委託試験研究**において適用可能であり、対象となる共同試験研究または委託試験研究によって、**20~30%の税額控除**を受けることができる（ただし、**上限は法人税額の10%**）。
- 上記税額控除率を適用する場合には、前頁の控除率および控除率上乘せ措置を併用することはできない。

## 控除額の算出のイメージ



## 共同試験研究または委託試験研究の控除率

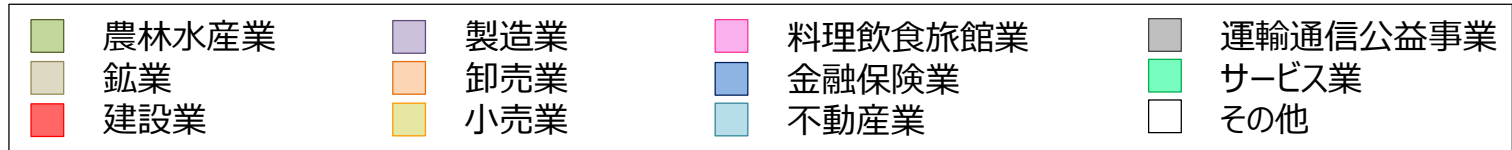
対象となる共同試験研究または委託試験研究	控除率
<b>特別研究機関等</b> もしくは大学等との共同試験研究またはこれらに対する委託試験研究	<b>30%</b>
特定新事業開拓事業者もしくは成果活用促進事業者との共同試験研究または委託試験研究	<b>25%</b>
上記以外のもの	<b>20%</b>

## 特別研究機関等 (国交省の研究機関、国交省所管の研究機関のみ抜粋)

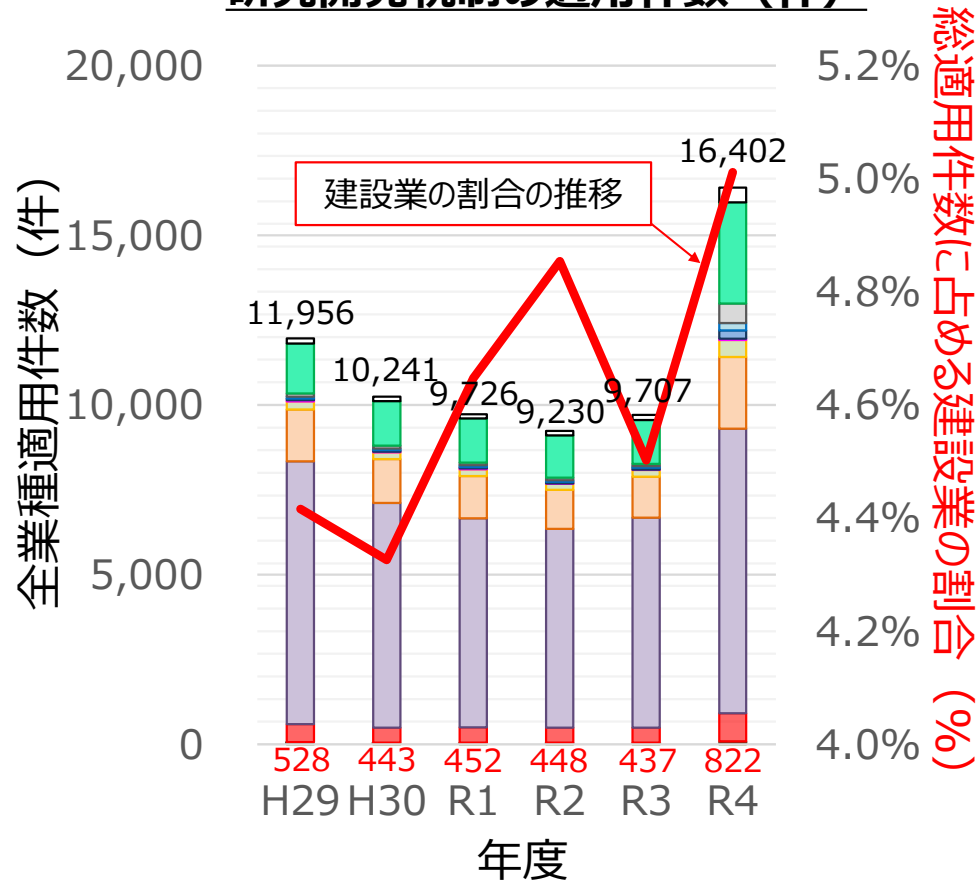
1. 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令 (平成20年政令第314号) 別表第1に掲げる法人
  - 国土交通省 国土技術政策総合研究所
  - 気象庁 気象研究所
  - 気象庁 高層気象台
  - 気象庁 地磁気観測所
  - 国土交通省 国土地理院
  - 気象庁 気象大学校
  - 海上保安庁 海上保安大学校
2. 国立研究開発法人
  - 国立研究開発法人 土木研究所
  - 国立研究開発法人 建築研究所
  - 国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所
3. 福島国際研究教育機関
  - 国土交通省 該当なし

# (参考) 研究開発税制の適用件数および適用額の推移(H29~R4)

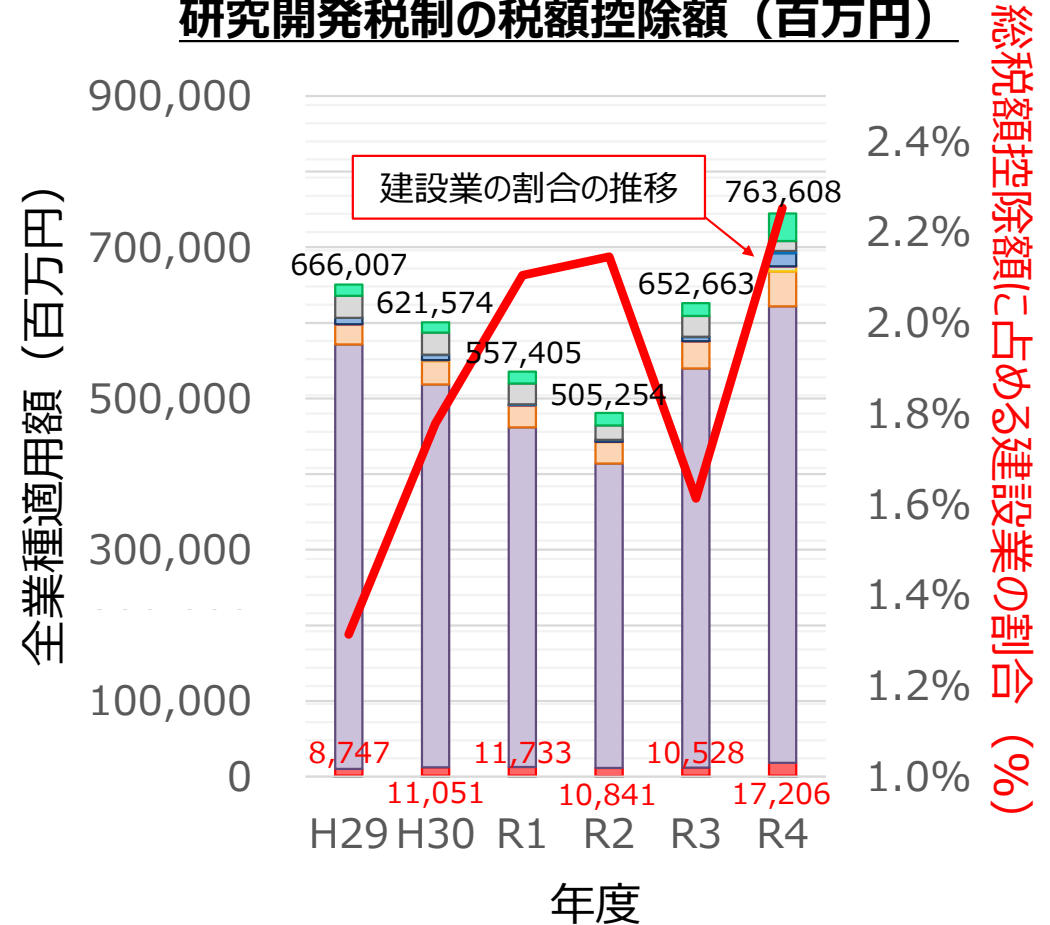
- 財務省が公表する租税特別措置の適用実態調査結果※を基に、研究開発税制の適用件数および税額控除額を集計。
- 全体の適用件数および税額控除額は、令和3年度から令和4年度にかけて大きく増加。**適用件数および税額控除額全体に占める建設業の割合は令和3年度の減少を除き、概ね増加傾向。**



### 研究開発税制の適用件数 (件)



### 研究開発税制の税額控除額 (百万円)

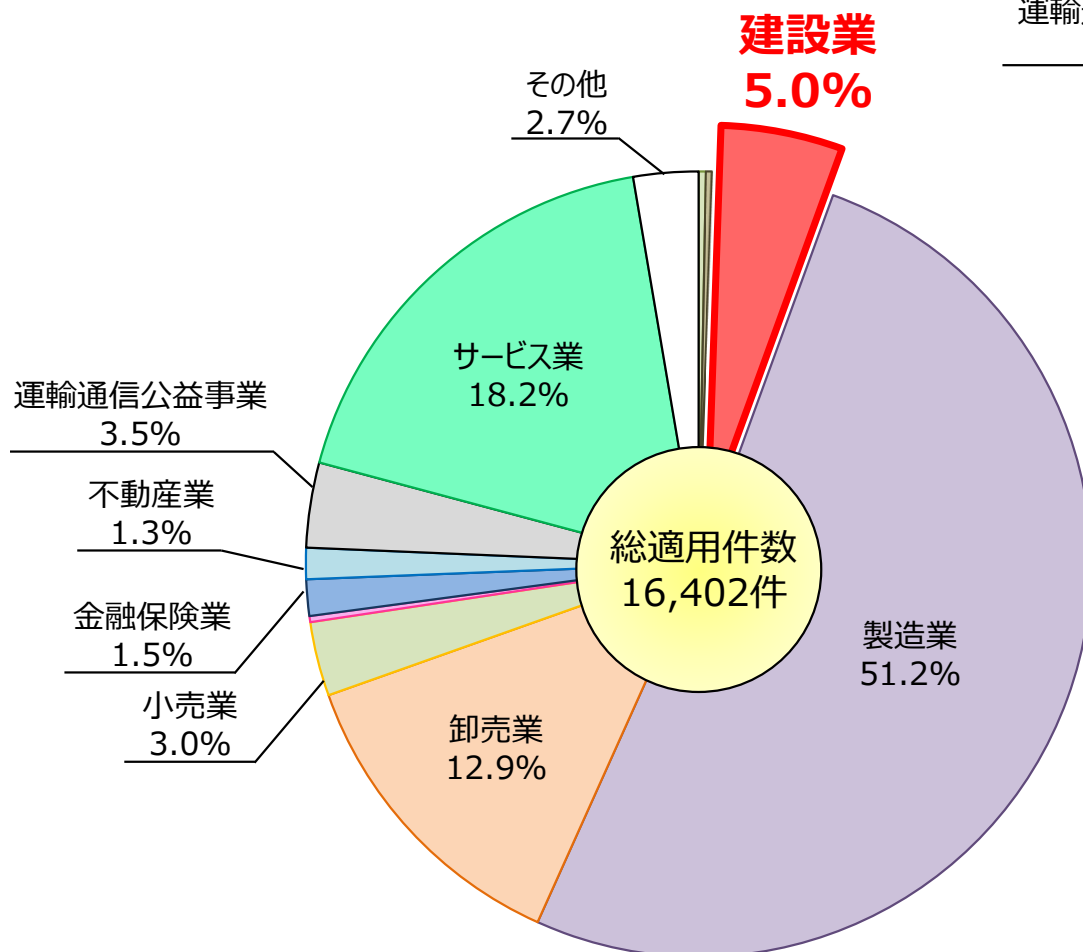


※ 租税特別措置の適用実態調査(財務省HP: [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/reference/stm\\_report/index.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/stm_report/index.htm))

# (参考)R4 研究開発税制の適用件数および適用額割合

- 令和4年度の研究開発税制の総適用件数は16,402件、総税額控除額は7,636億円程度。
- 全体に占める建設業の割合は、適用件数で5.0%程度、税額控除額で2.3%程度。

## 研究開発税制の適用件数割合



## 研究開発税制の税額適用額割合

